

合格者説明会にてご案内した「高等学校等就学支援金」について、Q&Aを作成しましたので、申請の参考にしてください。

申請書の提出日は、4月8日（入学式）ですので、お忘れのないようにしてください。【期限厳守】

Q1 「就学支援金」とは何ですか？

A1 保護者（親権者）等の所得等が基準を満たしていれば、国が生徒に代わって授業料を負担する制度です。申請書等を期限までに提出し、認定された場合、授業料を支払う必要がなくなります。

なお、今回の申請は令和3年4月から6月までの授業料に関するものです。

Q2 就学支援金が認定された場合、いつ頃支給されますか？

A2 就学支援金は、生徒の授業料に充てられるので、保護者等に現金が支給されることはありません。

Q3 就学支援金は返済する必要がありますか？

A3 返済する必要はありません。

Q4 保護者等とは？

A4 原則、親権者である父母です。

離婚や死別した場合などは、父母のいずれかが親権者です。

養子縁組をした養父(養母)、家庭裁判所で選任された未成年後見者は、親権者となります。

Q5 認定されるための所得の基準は？

A5 保護者等の令和2年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）で計算される算定基準額が30万4,200円未満であることです。（父母両方の額を合算します。）

令和元（平成31）年の年収が概ね910万円未満の世帯が対象になります。

Q6 申請するには何が必要ですか？

A6 「申請書」と「保護者等のマイナンバー」を提出する必要があります。

Q7 申請書の記入日はどのように記載すればいいですか？

A7 今回の申請では、4月中の日付（例えば提出日の4月8日）を記入してください。

Q8 生徒の組・番号がわかりません

A8 4月7日（合格者登校②）に発表します。

Q9 親権者がひとりです。申請書の裏面はどこにチェック☑すればいいですか？

A9 離婚等により親権者が1名の場合は、「②のウ」欄にチェック☑してください。

Q10 申請書の裏面、保護者等の「1月1日現在の住所」とは？

A10 令和2年1月1日時点で住民登録をしていた府県・市区町村です。

今回の申請では、令和元年（平成31年）の収入を基に判定するため、令和2年1月1日の住所地の情報が必要になります。

Q11 「保護者等のマイナンバー」はどのように提出すればいいですか？

A11 個人番号カード（写）等貼付台紙（ピンクの用紙）に、保護者等の個人番号カードの裏面（マイナンバーが記載されている面）のコピーを貼り付けて提出してください。

コピーは、拡大や縮小をせず、端が切れないようにしてください。モノクロのコピーで構いません。

Q12 個人番号カードを持っていません。通知カードのコピーでも構いませんか？

A12 通知カードのコピーは受け付けられません。

個人番号カードを持っていない場合は、市区町村の窓口でマイナンバーが記載された住民票の写し（又は住民票記載事項証明書）【保護者分のみ】を取得してください。

住民票の写しは、必要事項を記入した個人番号カード（写）等貼付台紙（ピンクの用紙）と一緒に提出してください。貼付台紙に貼り付ける必要はありません。

Q13 生活保護受給世帯ですが、マイナンバーの提出は必要ですか？

A13 令和2年1月1日現在、生活保護を受給していた世帯は、マイナンバーの代わりに「生活保護受給証明書」を提出してください。

Q14 生徒は児童養護施設に入所しています。マイナンバーの提出は必要ですか？

A14 保護者のマイナンバーが提出できず、生徒に収入がない場合は、マイナンバーの提出は不要です。  
申請書のみ提出してください。申請書の裏面は「⑥」にチェック☑してください。

Q15 所得制限を超えているため申請しません。申請書を提出する必要がありますか？

A15 「申請しない」旨の確認が必要ですので、申請書に生徒氏名・住所等を記入し、「高等学校等就学支援金の申請をしません」にチェックを入れて提出してください。

なお、申請しない場合は、授業料を負担していただけます。

（問い合わせ先）

大阪府立箕面東高等学校事務室

TEL 072-729-4008